

提言にあたって

市内循環バス「川越シャトル」は、平成8年3月26日の運行開始以来、交通空白地域の解消を目標に、住宅地や鉄道駅、主要公共施設等を連絡する市民の身近な公共交通機関として、地域の皆様の要望に応えながら運行してきました。

しかし、路線の拡大による運行経費の増大や、路線の複雑化・長距離化に伴う利便性の低下と利用者数の伸び悩みなどといった問題が顕在化してきました。

このため、利用実態調査や市民アンケートを実施し、平成18年12月にはその結果を基に、駅を中心とした短距離路線を基本として、利用者数の増加を目標とした路線の再構築を実施し、併せて料金体系についても受益者負担の観点から一部見直しを行いました。

この見直しにより、利用者数は一般の利用者を中心に約3割増となり、利用者を増やすという最大の目標を達成できました。また、運賃収入についても3倍を超える増収となりました。

しかし、目標は達成できたものの、利用者の少ない路線があるなど依然として課題も多く、川越シャトルのあり方が問われていました。

この度、前委員会の提言に基づいた5年毎の見直しを実施するにあたり、公募の市民の皆様をはじめ関係機関、団体等の代表者で構成する『市内循環バス「川越シャトル」諸問題検討委員会』を組織しました。そして、利用実態調査や利用者アンケートのデータ、市民要望等を基に、我々委員自身がバスで実際に現行のルートを走行し、要望のあった現地の視察を行ったほか、計9回にわたって委員会での検討を重ねてきました。

今回の見直しにおける基本的な考え方は、まず、多くの市民の皆様にご利用してもらうために、利便性、効率性の向上を図るとともに、分かりやすく、利用しやすい路線・ダイヤとすることとしています。

次に、運行経費を抑制するために、現行のサービスレベルを維持しながら、車両台数を削減するとともに、土日ダイヤの導入等により、利用状況やニーズに合った路線や時間帯でのサービス提供を行うこととしています。

「川越シャトル」を取りまく状況には厳しいものがあります。平成22年7月に実施された川越市公開事業点検では、路線の見直し以外にも料金負担の公平性や他社参入といった点を中心に改善が必要であるという指摘を受け、結果は改善すべき事業ということになりました。本委員会といたしましても、この結果を踏まえて検討を行ったところです。

結びに、この提言を踏まえ、市内循環バス「川越シャトル」が、効率的で市民ニーズにあったものとなるように、早期の改善を実現するよう求めます。

平成23年3月22日

川越市長 川 合 善 明 様

市内循環バス「川越シャトル」諸問題検討委員会

委員長 久 保 田 尚

市内循環バス「川越シャトル」諸問題検討委員会は、次のとおり市内循環バス「川越シャトル」の改善策を提言します。

1. 改善方針について

- ① 利便性・効率性を向上させ、引き続き利用者の増加を目指すこと。
- ② 低利用・未利用といった利用頻度が極めて低い路線や区間については廃止を検討すること。
- ③ 同一の地域に複数の路線がある場合には、可能な限り路線を集約すること。
- ④ 特定の施設等への送迎利用が顕著な路線については、基本的にシャトル以外のサービスを検討すること。
- ⑤ 運行経費の抑制を目指すこと。また、車両数の削減についても検討すること。

2. バスサービスの目標について

- ① 見直し後の路線におけるバスサービスの向上に努めること。
- ② バス利用の特性に応じた運行時間サービスを提供すること。また、引き続き乗務員の交代を伴わない範囲とすること。
- ③ 利用者の少ない曜日や時間帯における運行を見直し、土日ダイヤの設定等効率的なサービスの提供を検討すること。

3. 新たな路線について

- ① 分かりやすく、利用しやすい路線とすること。
- ② 効率的な路線設定を基本とし、折り返しや寄り道、遠回りといった非効率な路線設定は避けること。
- ③ 路線については駅を中心とし、現行の基本ルート同様、概ね運行距離を10km、かつ運行時間を30分程度とすること。
- ④ 効率的な運行のため、できる限り回送の少ない路線とすること。
- ⑤ バスサービスの重複を避けるため、引き続きできるだけ路線バスと競合しない路線とすること。
- ⑥ 川越シャトルの走行空間はこれまでどおり道路幅員6m以上とすること。
- ⑦ 委員会が取りまとめた路線は別紙のとおり。

4. 川越シャトル以外の交通サービスについて

- ① 川越シャトルのサービスがない地域においては、地域主体の運営による新たな交通サービス等について、今後ニーズや可能性を検討すること。

5. 料金体系について

- ① 路線バスとして、引き続き距離制の料金体系とし、当面現行の料金体系を維持すること。

6. 今後の見直しについて

- ① 路線の見直しは、利用状況等を勘案し、今後も概ね5年毎に行うこと。
- ② 新たな路線の見直しについては、これまでと同様に検討委員会において行うこと。
- ③ 市民や施設等からの要望については、軽微なものを除き、路線の見直しに併せて上記委員会により検討すること。
- ④ 路線の見直しに際しては、概ね半年程度の試行期間を設け、必要に応じて修正できるようにすること。
- ⑤ バス事業者の新規参入について検討すること。

市内循環バス「川越シャトル」諸問題検討委員会

久保田 尚	埼玉大学大学院教授
栗原 博司	川越市自治会連合会会長
齊藤 重文	川越商工会議所業務課長
千明 政彦	川越市老人クラブ連合会副会長
金谷 清子	川越市女性団体連合会広報部会長
鈴木 良枝	川越市交通安全母の会会長
栗原 薫	川越市社会福祉協議会事務局長
安部 博文	市民代表委員
伊東 由子	市民代表委員
勝田 晴美	市民代表委員
高荷 英利	市民代表委員
関根 康洋	西武バス(株)運輸計画課長
大久保 雄二	東武バスウエスト(株)業務課長
小高 巖	埼玉県企画財政部交通政策課主幹
結城 弘	埼玉県警察本部川越警察署交通課長
高橋 幸男	川越市 政策財政部長
尾崎 利則	川越市 市民部長
小川 倫勝	川越市 福祉部長
鹿ノ戸 健次	川越市 都市計画部長
岡本 茂	川越市 建設部長